

西求女塚古墳と敏馬浦

みぬめうら

瀬尾和夫

I. はじめに

瀬戸内沿岸の出現期古墳が、海岸や河口に立地し、それが瀬戸内海交通の各地域での海上支配と結びつくと考えられる。倭王権^①が、瀬戸内海沿岸の各地域の首長と同盟をむすぶことにより、鉄資源や銅鏡などの対外からの重要物資の輸送安定化を最重要視した証である。それは、倭王権の拠点である大和盆地東南部に通じる淀川の河口を出港して最初の寄港地である六甲山南麓地域にも当てはまる。古代の西撰地域の港として、西から大輪田泊、敏馬浦、務古水門、猪名浦の名前があげられる。

これらの古代の港の所在地については、文献史料からの推定にかぎられている。古代の港が、「港の宿命は、その立地が海あるいは湖や川というきわめて自然そのものというべき水域に接して（中略）地形が変容するにつれて港が本来の姿を全くかえてしまわざるをえない」という性格から、遺跡としての所在確定は困難な状況であり、西撰の古代の港の使用年代や所在地は、いまだ不明な点が多い。そのなかで六甲山南麓に所在したと考えられる敏馬浦と灘区都通にある出現期古墳の西求女塚古墳との関係を、瀬戸内海交通の海上支配の被葬者とその支配下の港という見方から考察していきたい。

II. 敏馬浦について

敏馬（美奴賣、美奴面、見宿女、三犬女、汶賣とも表記）は、『万葉集』に、敏馬を詠んだ和歌が九首もあり、歌枕としても知られる古代の有名な海浜の地名であった。現在、神戸市灘区岩屋にある敏馬神社の付近が所在地とされている。敏馬神社の創建縁起では、「神功皇后が、朝鮮出兵に先立ち、神前松原（今の神崎川）で神様をお集めになり占ったところ、能勢の美奴女山（今の三草山）の神様のお告げにより、美奴女山の杉の木で船を造って出兵したところ大勝利を収められた。ご帰還の際にこの地で船が動かなくなり、再び占い問うと「神の御心なり」と。よって美奴女山の神様をこの地におまつりし、船も献上した」とあり、これにより、神社の創建を神功皇后摂政元年（二〇一）としている。

これは、『摂津国風土記逸文』「美奴売の松原」からの引用であり、美奴女の地名起源説話に『日本書紀』の神功皇后摂政元年二月条にある、神功皇后の新羅よりの凱旋途次、麿坂・忍熊王の謀反があり、皇后の船が難波を出て動かなくなったという記事にその年代を求めているにすぎない。さらに『日本書紀』の神功皇后の記事自体も史実とは考えられないことから、この神社縁起が神社の創建年代の手掛かりにはならないが、



図1 遣新羅使航路

後世の『延喜式』神名帳に記載のある式内社であり、市内最古の古社のひとつには間違いない。

また、『万葉集』に詠われた和歌が、柿本人麻呂、山部赤人など著名な歌人であることから、敏馬の地名が古代の有名な港であり、それは難波津や住吉津から、瀬戸内海に船出する船が最初に目指す港であることに大きな要因がある。『万葉集』巻十五の前半は、天平八年（七三六）六月の遣新羅使一行が詠んだ長歌五首・旋頭歌三首・短歌一三七首からなっている。これらの一四五首の歌は、出航時から日を追ひ、路程に従って並び、地名が難波津・武庫・印南つま・玉の浦・神島・鞆・長井の浦・風速の浦・長門の浦と進み、周防の佐婆の沖で逆風に遭ひ漂流したことが、詠まれている。これにより一行のおおよその航路と航海に要した日数が推定できる。それによれば、周防の佐婆で漂流して豊前国分間の浦に漂着するまでは順調な航海で、約五〇〇kmをおよそ二十日間かけて航行している。一日平均の航行距離は二五km程度とみられる（図1）。

この遣新羅使一行の歌のなかにある長歌に「朝されば、妹が手にまく鏡なす 三津の浜辺に 大舟に ま梶しじ貫き 韓国に 渡りいかむと直向かふ 敏馬をさして潮待ちて（後略）」とある。これから大伴の三津^③から新羅に向けて出港した遣新羅使の船が、対岸にある最初の目的地である敏馬を目指したことがわかる。

また、『万葉集』巻六には、田辺福麻呂の作として「八千杵の 神の御代より 百船の 泊つる泊まりと 八島国 百船の 泊つる泊まりと 八島国 百舟人の 定めてし 敏馬の浦は 朝風に 浦波騒ぎ 夕波に 玉藻は来寄る 白砂 清き浜辺は 行き帰り（後略）」と詠まれている。



図3 敏馬神社と摩耶山



図2 摩耶山

田辺福麻呂は、天平二十年（七四八）に造酒司令使であったことが、『万葉集』巻十八にみえることから、八世紀中葉頃に敏馬浦は、「八千杵の 神の御代（大國主神の神の時代）」から多くの船が停泊する古い港であると信じられていたことがわかる。

敏馬の地が、古代の港として栄えた地勢的な要因を考えると、難波津・住吉津からの距離がおよそ二五〜三十km（三・五〜一六・二哩）にあたり、一日の航海距離^④にあたり、距離的には適正な範囲にあった。また、当時の航海は、沿岸を航行するときは、目標とする島・山・岬を指すという「地乗り」法とよばれる航海法をとっていた。「地乗り」法の航海では、まず目印にするものは山であり、一般には山あてと呼んでいる。敏馬を指す船にとって山あての対

象になる山は、敏馬の背後にあり、特徴のある山頂をした摩耶山であったと考えられる（図2・図3）。これは、「西宮市の漁師からの聞き取りによると、昔、この摩耶山と夜間にみえる天上寺の灯火は、漁の際の山あてのひとつであった」という話からも裏付けられる。

敏馬は、敏馬崎ともよばれたことから、古代では海岸に突き出した地形であったと考えられ、現代でも敏馬神社の西方に脇浜、東方の西求女塚古墳の付近に味泥という地名が残る。この地名の脇浜は文字通り、敏馬崎の脇の浜であるが、味泥の地名については、「古代の木造船を係留するのに好都合なラグーンや干潟地の連想から、沼状地形に由来する味泥（みどろ）という地名が残った」とする考えが多い。

しかし、味泥村の地名は、初見が文安四年（一四四七）頃の『夏麦山注文』（天城文書）に「ミトロとみえ、その後、味泥と肩書きされたものであり、ミトロ村とよばれたことは、沼地の泥ではなく、「ミ・トロ（水・漕）」を意味すると考えられ、海岸で波の穏やかな場所を意味するといった。ミトロ村は、西郷川（青谷川）・観音寺川の河口東岸沖積地に位置し、西方にある敏馬崎によって波が穏やかな入江のあった場所に、後世になって開かれた村落であろう。

三、敏馬浦の所在地

古代の敏馬浦とよばれた場所については、敏馬神社付近説と旧大輪田泊説として駒ヶ林説の三説があるが、今日では敏馬神社説が有力であり、敏馬神社の東方六〇〇mに西求女塚古墳が存在し、この古墳の被葬者が

敏馬浦と関連すると考えて、敏馬神社説を支持する。敏馬崎の所在地については、吉田東伍の『大日本地名辞書 上方』^⑧に「敏馬浦は、今都賀浜以西小野浜に至る海辺なりと云ふ。汶売祠は、其中央岩屋にあり、汀線を去る百間許の高崖にある。いわゆる敏馬の崎はここなるべし」とあって、現在の敏馬神社（汶売祠）を敏馬崎の所在地としている。現在も神社は参道の階段を三〇段登った周囲より高い位置に所在している。神社の南面には国道があり、海岸からは離れた場所に神社はあるが、江戸時代には出版された『撰津名所図会』（図5）をみると、敏馬神社の参道の松林は、海岸の汀にあり、神社は自然の段丘崖上に位置して、神社が創建される以前は、この地が敏馬崎と呼ばれていたことが推測される。東方に隣接する龍泉寺も少し高まりのある地形に位置しているが、敏馬神社よりは低地に所在する。さらに東方にある西求女塚古墳との間には、西郷川が流れ一帯には低地が広がっている。

この寛政年間の絵図と明治になって最初に測量された参謀本部陸軍部測量局の『假製二万五千分の一地形図（明治一八年測量）』（図6）を詳細にみると、敏馬神社は段丘の上に立地することが確認できる。神社の東方は、龍泉寺との間に低地が形成されて小入江があったと考えられる窪地がみえる。さらに地形は西郷川にむかって傾斜地をなし、東側に接して流れる観音寺川との間に両河川が形成する低地があり、大きなラグーン^⑨を形成していたと考えられる。この地域は、ミト口村（味泥）とよばれる地域であり、古代の敏馬浦とよばれた天然の地形を利用した良港であったと考えられる。このことは瀬戸内海の港が、大きな河川の河口部に発達したラグーンとか、あるいは中・小河川の河口付近に発達した



図4 敏馬神社



図5 『撰津名所図会』 岩屋邑・敏馬社・求塚

ラグーン、ちょうど河口の部分に砂州ができて、砂州の背後のラグーンに港が出来たという説明からも裏付けられる。

さらに注目すべきことは、この付近の現在の地形図をみると（図7）昭和初期の地図では、海岸線は古墳の南約二〇〇mの位置にあり、三世紀半ばの古墳築造時はさらに海岸線は内陸にあったと考えられ、古墳の南約一〇〇mのところには、高低差約2mの段差があることから、これが当時の海岸線と考えられる^⑩。

古墳時代の地形では、敏馬浦の東方の入江を

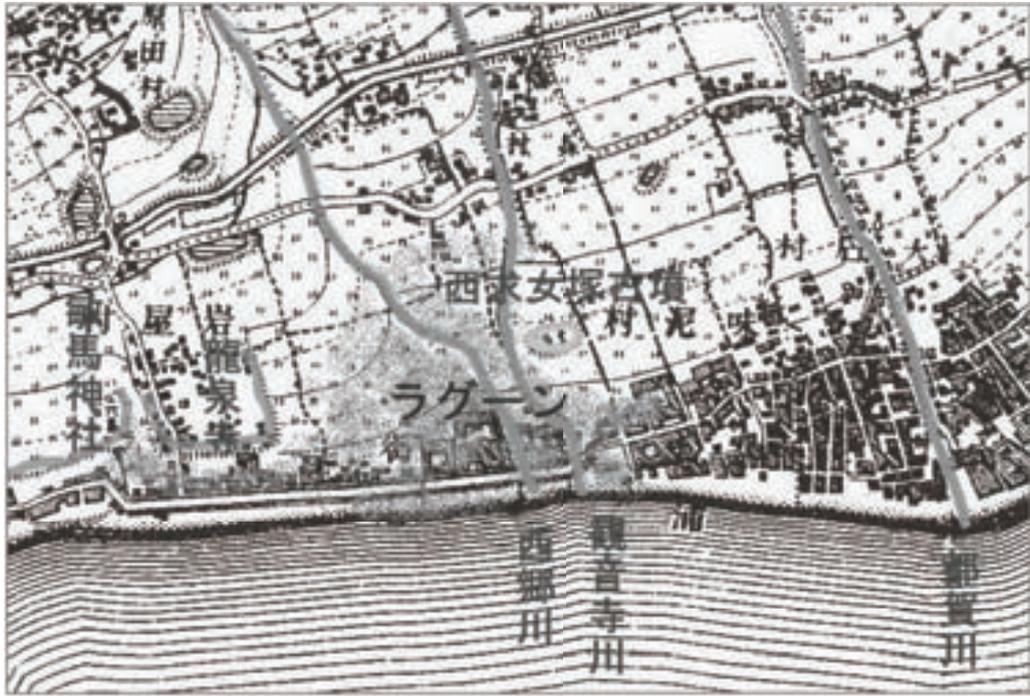


図6 『明治18年測量 假製20000分の1地形図』



図7 西求女塚古墳付近の地形図

(福岡)などの出現期古墳の多くの立地が海岸付近や河口にあつて、その被葬者は瀬戸内海交通の支配権を握っていた地域首長とみられる。西求女塚古墳と敏馬津の立地をみれば、六甲山南麓の地域に最初に出現した定型化古墳の被葬者もまた、瀬戸内海内交通の地域支配者であり、敏馬浦とよばれる港の支配者であつたと考える。

見下ろす段丘上に、西求女塚古墳があり、西郷川と観音寺川が形成する天然の良港と、東方の都賀川に挟まれた扇状地の末端に位置していることになる。瀬戸内海を航行する船がこの入江に入港するのを監視下に置くように位置して築造されることがわかる。瀬戸内海沿岸にある備前車塚古墳(岡山)、竹島古墳(山口)、石塚山古墳

四・敏馬浦の外交儀礼

敏馬浦が、古代において重要な港であったことは、後世になって難波津と同様に新羅使節に対する神酒饗応の給付儀式が実施されていたことからいえる。その儀式とは、『延喜式』巻二十一・玄蕃諸蕃条に

「凡新羅客人朝者。給神酒。其醸酒料稻。大和国賀茂。意富。纏向。倭文四社。河内国恩智一社。和泉国安那志一社。撰津国住道。伊佐具二社各卅束。合二百卅束送住道社。大和国片岡一社。撰津国広田。生田。長田三社各五十束。合二百束送生田社。並令神部造。差中臣一人。充給酒使。醸生田社酒者。於敏売崎給之。醸住道社酒者。於難波館給之。(略)若從筑紫還者。応給酒肴。(略)蕃客從海路来朝。撰津国遣迎船。撰津国守等聞著弓。水脉母教導(おおよそ新羅の客あらば、神酒を給へ。その酒を醸す料稻は、大和国の賀茂・意富・纏向・倭文の四社、河内国の恩智の一社、和泉国の安那志の一社、撰津国の住道、伊佐具の二社、各三十束、合わせて二百卅束を住道社に送れ、大和の国の片岡の一社、撰津国の広田・生田・長田の三社、各五十束、合わせて二百束を生田社に送れ。並びに神部をして造らしめ、中臣一人を差して、給酒使に充てよ。生田社で醸す酒は、敏売崎において給へ。住道社で醸す酒は、難波館において給へ。(略)もし筑紫より還らば、まさに酒肴を給ふべし。蕃客、海路より来朝せば、撰津国、迎船を遣れ。(略)撰津国守ら聞き著て、水脈も教へ導き賜へ)」と記載されている。

しかし『延喜式』が編纂された九二七年には、新羅はすでに滅亡していた。同書には、事実上無効になった条文が掲載されている場合が少なくなく、儀礼の対象が中国の使者をも含む場合があったとされ、外交使節への儀式細則であったと考えられている。

この条文には、新羅など海外の使節が瀬戸内海を航行してきて、畿内の最終の外港である難波津に入港する際、難波館か、その直前の港である敏馬崎において、「神酒」と「肴」の給付儀式が行われた。神酒は中央から派遣された中臣氏の官人によって給付され、敏馬崎で給付される酒は生田神社で醸造されることになっていた。

この外交使節に対する儀式の目的には、従来から多くの見解がある。¹²⁾ 遠来の使節に対する慰労のほか、「神酒」を給ふという点に注目して、何らかの呪術的・宗教的なねらいがあったとみるのが大半の説である。これは、畿内政権が、新羅・中国などの外国使の都入りの直前、神聖な酒を敏馬崎と難波館の二カ所与えることにより、彼らのもたらす「ケガレ」を除去しようとしたとする考えによるものである。しかし、ケガレの古代における「祓え清め」とは、弊物や供献品にケガレを附着させて、海や河川に流し去る方法をとることが普通で、神酒の給付による「祓え清め」は、一般的ではなく、外国使節が畿内ではなく筑紫(大宰府)だけに寄港した場合にも神酒を給付する規定もあることから、ケガレ除去と結びつかない。さらにケガレの概念が外国人に対して、一般的になったのは、都市社会が一定の成熟をみせる九世紀以降とされ、この儀式が始まったとされる六世紀後半〜七世紀初頭の時期にはケガレ除去の解釈として無理があるとされる。

これに対して、酒肴を給付することに積極的意味を求め、外国使節の入京にした後、中央行事のなかで、臨時の使者が相席する饗宴が開かれた事実^④に関連付けることである。この目的は、外国使節と共食者（臨時の使者）の共同飲食を通じ、異質な集団を相互に結び付け、双方の一体化を可視的に確認・強化することにあつた。

この給付儀式の意味をどちらか一方のみでとらえることは適当ではなく、儀式の開始時期とも関連して考察する必要がある。さらに難波館と敏馬崎の両方で開催されることの意味を考えることも重要である。給付儀式の意味するものが、ケガレの除去や異なる集団との一体化だけであれば、難波館においての開催のみで事足りる。難波津の前泊地である敏馬崎で給付儀礼をする理由を、この地域が神功皇后伝承の多いことと関連して、最もゆかりの深い諸社から提供された神酒を給付することで、神功皇后の三韓征討の伝承にもとづき、新羅に対する服属的立場を再確認させるため、神功皇后ゆかりのこの地域での給付儀礼をおこなうことに意味があつたとする説がある^⑤。

また、畿内政権がこの地域を畿内の西の境界と位置付けていたとする考えがある。畿内制というシステムは、中国から輸入された天子を中心とする礼的秩序にもとづく国土区分法であり、皇帝を頂点にする政治的秩序を具現的・可視的に体制化していく行為の一環である^⑥。このような中国の畿内制のわが国への導入時期については、孝徳朝の『日本書紀』大化二年（六四六）正月甲子条・大化改新詔に

「凡畿内、東自名壑横河以來。南自紀伊兄山以來、兄此西自赤石櫛淵以來、北自近江狹々波合坂山以來爲畿内國。」（凡そ畿内は、東は名

壑の横河より以來、南は紀伊の兄山より以來、兄此には制と云ふ。西は赤石の櫛淵より以來、北は近江の狹々波の合坂山より以來を、畿内國とす。）

と定められたことから、この時期にすでに存在したと考えられている。この「畿内」の西の境界である赤石の櫛淵の場所については、現在の神戸市須磨区一の谷町から垂水区塩屋町にかけての海岸線とする説と、旧明石郡押部谷村を流れる明石川の奇淵（神戸市西区）とする二つの説があるが、山が直接海岸にせまり櫛のような景観をしめすことより、櫛淵としたと考えられることから、前者の説が有力視されている。

畿内の西の境界が、須磨の海岸付近であれば、瀬戸内海を西から海路入京する外国使節にとっては、敏馬浦が畿内の最初の寄港地にあたる。そこで畿内政権は、外国使節に対して王権の聖域に入るための外交儀礼を、敏馬浦で開催したと考えられる。

五. 敏馬浦の遺構

いままで、文献上にみられていた敏馬崎での外交儀礼に関連する施設が、一九九四年の西求女塚古墳第六次発掘調査により、はじめてその遺構と思われるものが出現した。調査地点は、西求女塚古墳の周濠部で、東面する前方後方墳の南西部分に接する位置にあたる（図8）。この調査で三枚の遺構面と遺物包含層が確認され、掘立柱建物・柱穴・土坑・溝・耕作痕・周濠上の落ち込みなどの遺構が検出された。調査地の本来の地形は、西求女塚古墳の方向への北東に高くなる地形であつたと考えられ



図8 西求女塚古墳調査地点

るが、ここを削平して土地利用がなされている。

第二遺構面（図9）においては、調査区の東部（SX〇六）で、広く浅い遺構が検出されたが、西求女塚古墳の兆域を画する浅い濠にもみえる。掘立柱建物は、三棟確認された

が、そのうちSB〇一は、柱間東西二間×南北二間（五・〇×四・〇m）で柱の抜き取り穴から、奈良時代の須恵器の破片、土錘七点が出土したことから奈良時代の建物と推測される。SB〇二は、柱間二間×南北一間（四・五×二・一m）の広さで遺物の出土はあるが小破片が多く、奈良時代か平安時代か時期の確定が困難である。SB〇三は、柱間東西四間×南北一間以上（一〇・一×三・四m以上）で調査区の北に続くものと思われる。遺物の出土はあるが小破片が多い。内面黒色土器の破片が出土していることから、平安時代の建物と推測される。

遺物は、調査区を東西に横切る幅二・五～三・〇mの溝（SD三三）の東寄りの部分で、礫とともに奈良時代後半の大量の土器が投棄されていた。杯・高坏・甕・壺のほか、製塩土器・置きカマドなどが出土した。

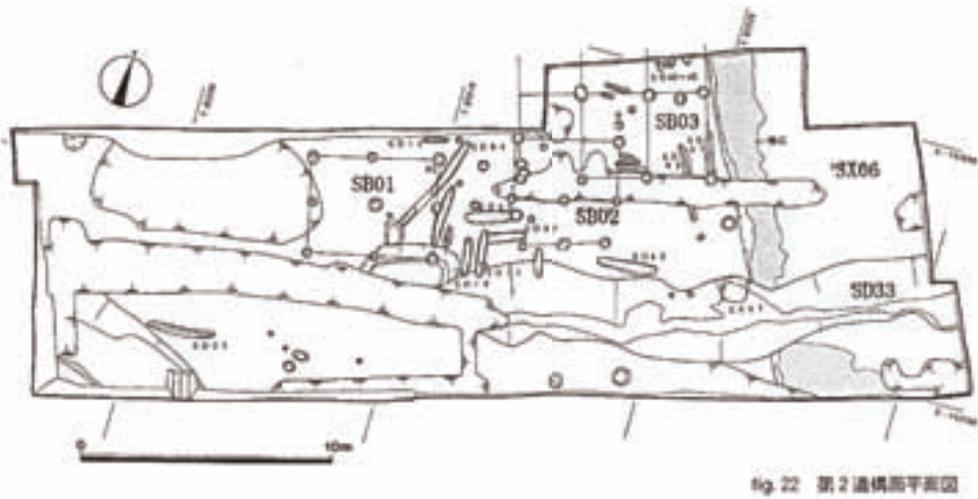


図9 西求女塚古墳第六次調査 第二遺構面平面図



図10 SD33出土土器実測図

杯・高坏の類は、高坏の脚部が面取りされており都風であつて在地のものとは考えにくい(図10)。墨書土器も二点確認されている。SB〇三の東西四間もある大きな建物と、都風の土器が出土する公的な施設から考えれば、この施設が文献上に記載のある敏馬の泊(敏馬浦)に関連した施設である可能性も考えられる^⑦。

この施設の所在地は、敏馬浦の入江を形成していた観音寺川の左岸にあたり、西求女塚古墳の周濠部付近にあたる。この調査区域外は未調査であるが、遺跡範囲はさらに西方および北方に拡がるものと思われることから、文献にみえる外交儀礼がこの場所で開催された蓋然性は高い。

六．敏馬浦と畿内政権

敏馬浦の所在地の推定と畿内政権にわたる重要性を、外交儀礼を中心に検討してきた。外交儀礼の目的を、畿内政権の聖域に入港した際の儀礼とすると、その時期は孝徳朝、あるいは畿内制の成立を推古朝の画期性に求めれば敏馬浦の外交儀礼の初現は六世紀末と考えられる。

しかし、敏馬浦が、畿内政権にとって重要な地位を占めたのは、外交儀礼を開催するにふさわしい場所という理由だけではなかった。先にみた『延喜式』巻二十一・玄蕃諸蕃条の後半の部分に、「蕃客、海路より来朝せば、摂津国、迎船を遣れ。(略)摂津国守ら聞き著て、水脈も教へ導き賜へ」とあり、外交儀礼が畿内政権下で実施されるようになった時期でも、海上交通にとって水先案内は不可欠であった。それは、瀬戸内海のそれぞれの場所における海流の複雑な動きがあり、その土地の海流の動きを知悉している人が乗船しなければ、上手くいかないという理由^⑧である。この海流を熟知した海人の存在と、敏馬浦という自然の良港を保有するこの地域の優位性であった。

敏馬浦で外交儀礼が実施されるはるか以前から、港としての重要性が高かったことは、三世紀半ばに築造された西求女塚古墳の存在からも確認できる。これは敏馬浦の所在地が三世紀半ばにおいて倭王権の瀬戸内海航路の最初の寄港地であり、最後の寄港地であることと、瀬戸内海航路の難所である明石海峡への出入にある地勢的な要因が大きい。明石海峡がその潮流の速さと複雑さで、航海の難所であることは近年においても同様であり、古代においては「速吸門」とよばれて、文献に航海上の

難所であることが暗示されている。

『古事記』中巻には、神武天皇一行の船が大和入りをめざして、「速吸門」にさしかかった時、槁根津日子（サオネツヒコ）が海導者として出現し、無事に海峡を航行できた説話の記述がある。この明石海峡の水先案内役を果たした槁根津日子は、国つ神であり、大和国造等の祖となつたとされる。この説話については、「潮の流れが速く、航行が容易ではない明石海峡を古代国家の官船が通る際、この付近の潮流のことなどを熟知する地元海人たちの協力は必要不可欠だった」と考えることができ、海人を統率する地域首長と畿内政権との密接な関係を示唆している。

また、『日本書紀』巻第十応神天皇十三年九月条の一書に、日向の諸国君牛が娘の髪長媛を天皇に献上するために瀬戸内海を航海し、明石海峡を目前にした。その時、応神天皇が淡路島に狩猟し、西方に数十頭の大鹿がみえ、それが播磨の鹿子水門に入った。天皇は大鹿と見えた諸国君牛を御船に従わせた。その岸に着いた所を名付けて鹿子水門といい、水夫を鹿子というのはこれによるといふ、地名起源説話がある。この説話からは、明石海峡までは、畿内政権下の領域にあたり、天皇の許可なく航行することはできないことが推測できる。

これらの説話から読み取れることは、畿内政権が瀬戸内海交通を掌握する以前は、地域首長の支配する海域の航行には、水先案内としての協力を港の提供が必要不可欠であったことを示している。さらに、応神朝とされる四世紀末頃には、明石海峡より東の瀬戸内海は畿内政権が直接に支配下に置いていたことが推測でき、したがって六甲山南麓の地域はこの時期には、畿内政権下にあったことが考えられる。三世半ばの築

造と考える西求女塚古墳の被葬者は、敏馬浦とこの地域の海上権を支配して倭王権と対等に同盟関係にあったが、四世紀末までには畿内政権の支配下にあった。この時期の推定と支配過程の研究には、六甲山南麓の西求女塚古墳にはじまる首長系譜である古墳群の分析が有効であることはいうまでもない。

七. おわりに

西求女塚古墳の被葬者は、敏馬浦という良港をもち、明石海峡という瀬戸内海交通における難所の海上権をもつことにより、倭王権内で重要な地位を占めた。六甲山南麓地域のその後の首長系譜は、三世半ばの西求女塚古墳からおよそ四世紀前葉にかけて、処女塚古墳・東求女塚古墳・ヘボン塚古墳・阿保親王塚古墳と東にその首長墳を移動して行った。順調に見える畿内政権と六甲山南麓地域の首長との関係も三代目の東求女塚古墳の墳形が、前方後方墳から前方後円墳に変わり、さらに次のヘボン塚古墳からは、その立地を内陸部に移した。これは、明らかに畿内政権と六甲山南麓地域首長との関係が変化したことを示している。畿内政権が瀬戸内海沿岸地域の首長との同盟関係による間接的な支配政策から、地域の海上交通を直接支配下におくことで、倭国内での畿内政権への集権化をはかる支配政策の転換が読み取れる。

註

- ① 三世紀初頭に卑弥呼を共立して成立したと考えられる広域政権を「倭王権」、その中心となつて政権運用を担つた畿内有力地域首長を主体とする集団を「畿内政権」と呼称する
- ② 千田 稔一九七四『埋もれた港』学生社
- ③ 『萬葉集』巻十五の遣新羅使の短歌には「大伴の 三津の船乗り 漕ぎ出ては いづれの島に 廬りせむ我」とあり、三津（御津）は大伴の三津であり、海外使節船の出発津として史料上に記されるが、所在地については、三津寺町、高麗橋など上町台地の付近で諸説がある。
- ④ 飯田嘉郎『日本航海史』によれば、七四九年没の行基が難波から室まで航海した時の距離が一四湮、九二五年編集された『延喜式』による、海路行程の瀬戸内海平均行程が一七・二湮である。
- ⑤ 坂江涉 編著二〇一一『神戸・阪神間の古代史』神戸新聞出版センター
- ⑥ 坂江涉 一九九八「敏売浦と古代の神戸」『文化學年報』第一七号 神戸大学大学院文化研究科
- ⑦ 今井林太郎監修一九九九『日本歴史地名大系・兵庫県』平凡社
- ⑧ 吉田東吾一九二二『大日本地名辞書』第一卷上方 富山房
- ⑨ 海岸の砂州の背後にできる潟湖で、①前面の砂州により波浪からまもられる、②ラグーン底が砂や泥であるため、木造船の船底が傷まない、③近くによく乾いた砂州があるため上下船が容易である、④水質が絶えず変化するため船虫にやられにくい、⑤潮汐をうまく利用して発着ができるなどの利点がある
- ⑩ 日下雅義一九九六「瀬戸内海の地形と古代の港」石野博信編『古代の「海の道」』学生社
- ⑪ 神戸市教育委員会文化財課二〇〇四『西求女塚古墳 発掘報告書』
- ⑫ 吉井良隆一九七三「生田社で醸す神酒」『神道史研究』二二―三・四、落合重信一九八〇『神戸の歴史』研究編後藤書店、中野高行一九八九「延喜女番寮式に見える新羅使への給酒規定について」『ヒストリア』二二四、坂江涉一九九八「敏売浦と古代の神戸」『文化學年報』第一七号 神戸大学大学院文化研究科、岩宮隆司二〇一〇「敏馬浦と外交儀礼」『新修神戸市史・歴史編Ⅱ古代・中世』など。
- ⑬ 新修神戸市史編集委員会二〇一〇『新修神戸市史・歴史編Ⅱ』神戸市、坂江涉 編著二〇一一『神戸・阪神間の古代史』神戸新聞出版センターなど
- ⑭ 推古天皇十八年（六一〇）十月九日に飛鳥の都で新羅使と任那使に対して「拝朝の儀」が行われ、同十七日に宴が催された。承和九年（八四二）と元慶七年に入京した渤海使に対して、五位クラスの官人に共食を命じた。
- ⑮ 吉井良隆一九七三「生田社で醸す神酒」『神道史研究』二二―三・四、
- ⑯ 西本昌弘一九八四「畿内制の基礎的考察」『史学雑誌』93―1
- ⑰ 須藤 宏一九九七「西求女塚古墳 第六次調査」『平成六年度神戸市埋蔵文化財年報』神戸市教育委員会
- ⑱ 和田 萃二〇〇八「遣隋使と海の道」住吉大社編『遣隋使・遣唐使と住吉津』東方出版
- ⑲ 坂江涉 編著二〇一一『神戸・阪神間の古代史』神戸新聞出版センター
- ⑳ 応神天皇とされる大王の实在は、いまだ確定していないが、『古事記』の崩御年では、西暦三九四年とされ、応神期の百濟王閔係記事からも大きな相違はない。さらに応神の陵墓の可能性もある誉田御廟山古墳の暦年代も埴輪の半数が野焼き、半数が窯焼きであることから須恵器窯の導入時期とみれば、西暦四〇〇年頃となり、その治世は四世紀末葉があらわれる。

挿図出展

- 図1 「遣新羅使旅程図」小島憲之・木下正俊・佐竹昭広一九七五『萬葉集四』小学館
- 図2・4 筆者撮影
- 図3 「六甲山南麓の前期古墳」神戸市教育委員会・神戸市埋蔵文化センター編二〇〇五『西求女塚古墳と青銅鏡』に加筆
- 図5 『撰津名所図会』秋里籬島 一七九八寛政一〇年
- 図6 「明治一八年年測量假製二〇〇〇分の一地形図」一八八七陸軍測量局に加筆
- 図7 「西求女塚古墳付近の地形」神戸市教育委員会文化財課二〇〇四『西求女塚古墳発掘報告書』に加筆
- 図8 「調査地点位置図」須藤 宏一九九七『西求女塚古墳 第六次調査』『平成六年度神戸市埋蔵文化財年報』神戸市教育委員会
- 図9 「第二遺構面平面図」須藤 宏一九九七『西求女塚古墳 第六次調査』『平成六年度神戸市埋蔵文化財年報』神戸市教育委員会に加筆
- 図10 「SD33出土土器実測図」須藤 宏一九九七『西求女塚古墳 第六次調査』『平成六年度神戸市埋蔵文化財年報』神戸市教育委員会